

産業技術力強化法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号) 1

(附則)

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百十五号)(附則第三条関係) 17

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(附則第四条関係) 18

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十四条）</p> <p>第二章 産業技術力の強化を支援するための措置</p> <p>第一節 通則（第十五条―第十九条）</p> <p>第二節 重点産業技術に関する措置（第二十条―第三十二条）</p> <p>第三章 雑則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学、大学共同利用機関及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p>

2 (略)

3 この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二十一条第二項第三号において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）であつて、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。

(基本理念)

第三条 産業技術力の強化は、産業技術力が産業構造の変化、技術の進歩等の内外の経済的環境の変化に適確に対応して我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることに鑑み、我が国産業の発展を支えてきた技術の改良に係る産業技術の水準の維持及び向上を図りつつ、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学、大学共同利用機関及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本として行われるものとする。

2 (略)

3 この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。

(新設)

(基本理念)

第三条 産業技術力の強化は、産業技術力が産業構造の変化、技術の進歩等の内外の経済的環境の変化に適確に対応して我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、我が国産業の発展を支えてきた技術の改良に係る産業技術の水準の維持及び向上を図りつつ、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本として行われるものとする。

2 技術経営力の強化は、それが前項に規定する産業技術力の強化に資するものであることに鑑み、事業者が研究及び開発を行うに当たり、自らの競争力の現状及び技術革新の動向を適確に把握するとともに、その将来の事業活動の在り方を展望することが重要であること、並びに現在の事業分野にかかわらず広く知見を探究し、これにより得られた知識を融合して活用することが重要であることを踏まえて、行われるものとする。

第四条・第五条 (略)

第六条 (略)

(大学及び大学共同利用機関の責務等)

第七条 大学及び大学共同利用機関は、その活動が産業技術力の強化に資するものであることに鑑み、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学及び大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学及び大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

第八条 (略)

(研究者等の確保、養成及び資質の向上)

第九条 国は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されるこ

2 技術経営力の強化は、それが前項に規定する産業技術力の強化に資するものであることに鑑み、事業者が研究及び開発を行うに当たり、自らの競争力の現状及び技術革新の動向を適確に把握するとともに、その将来の事業活動の在り方を展望することが重要であること、並びに現在の事業分野にかかわらず広く知見を探究し、これにより得られた知識を融合して活用することが重要であることを踏まえて、行われるものとする。

第四条・第五条 (略)

第五条の二 (略)

(大学の責務等)

第六条 大学は、その活動が産業技術力の強化に資するものであることに鑑み、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

第七条 (略)

(研究者等の確保、養成及び資質の向上)

第八条 国は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されるこ

とにより、産業技術力の強化が図られることに鑑み、研究者及び技術者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第十条・第十一条 (略)

(連携の強化)

第十二条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、産業技術研究法人、大学、大学共同利用機関並びに事業者が互いに補完することにより産業技術力の強化の効果的な実施が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進)

第十三条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、産業技術研究法人、大学並びに大学共同利用機関における研究及び開発の成果が事業活動において活用されることが産業技術力の強化に重要であることに鑑み、当該成果の事業者への移転の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(技術経営力の強化のための施策)

第十四条 国は、技術経営力の強化が産業技術力の強化に重要であることに鑑み、事業者が広く技術革新の動向を把握する上で有用な将来の技術に関する見通しの提示、技術経営力の強化に寄与する人材の養成及び資質の向上、事業者が研究及び開発の成果を事業活動において効率的かつ円滑に活用することができ

とにより、産業技術力の強化が図られることにかんがみ、研究者及び技術者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第九条・第十条 (略)

(連携の強化)

第十一条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、産業技術研究法人、大学並びに事業者が互いに補完することにより産業技術力の強化の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進)

第十二条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、産業技術研究法人並びに大学における研究及び開発の成果が事業活動において活用されることが産業技術力の強化に重要であることにかんがみ、当該成果の事業者への移転の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(技術経営力の強化のための施策)

第十三条 国は、技術経営力の強化が産業技術力の強化に重要であることにかんがみ、事業者が広く技術革新の動向を把握する上で有用な将来の技術に関する見通しの提示、技術経営力の強化に寄与する人材の養成及び資質の向上、事業者が研究及び開発の成果を事業活動において効率的かつ円滑に活用することが

る環境の整備その他技術経営力の強化の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章 産業技術力の強化を支援するための措置

第一節 通則

第十五条～第十九条 (略)

第二節 重点産業技術に関する措置

(重点産業技術の指定)

第二十条 産業技術について、当該産業技術に関する研究及び開発の成果が多様な事業活動において利用される見込み並びに当該産業技術の革新性を勘案し、我が国の産業技術力の強化のため当該産業技術に関する研究及び開発を重点的に推進することが必要と認められるときは、政令で、当該産業技術を重点産業技術として指定するものとする。

(指針)

第二十一条 主務大臣は、重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 重点産業技術に関する研究及び開発の意義及び基本的な方向に関する事項

できる環境の整備その他技術経営力の強化の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

第十四条～第十七条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 重点産業技術に関する研究及び開発に関して重点産業技術ごとに定める次に掲げる事項
 - イ 研究及び開発の目標に関する事項
 - ロ 研究及び開発の内容及び実施体制に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
 - ハ 研究及び開発に当たって配慮すべき事項
 - ニ 研究及び開発の推進のための方策に関する事項
 - 三 産業技術研究法人（地方独立行政法人であるものを除く。）、大学又は大学共同利用機関（以下「研究開発機関」という。）が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発（大学又は大学共同利用機関にあつては、研究に限る。以下同じ。）を行うために確保する人材、設備その他の体制に関する事項
 - 四 その他重点産業技術に関する研究及び開発に関する重要事項
- 三 主務大臣は、技術の進歩その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。
- 四 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 五 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（重点研究開発計画の認定）

第二十二條 重点産業技術に関する研究及び開発を行おうとする事業者は、単独又は他の事業者若しくは研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者。次条第一

（新設）

項及び第二十六条において同じ。)と共同して、その実施しようとする重点産業技術に関する研究及び開発に関する計画(以下「重点研究開発計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 重点研究開発計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究及び開発を実施しようとする重点産業技術

二 当該研究及び開発の目標

三 当該研究及び開発の内容及び実施時期

四 当該研究及び開発の実施体制

五 当該研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法

六 前各号に掲げるもののほか、当該研究及び開発に関し必要な事項

3 重点研究開発計画には、前項各号に掲げる事項のほか、重点産業技術に関する研究及び開発の実施に当たつての補助金等交付財産の活用(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この項及び第二十六条において「補助金等適正化法」という。))第二十二条に規定する財産を当該財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二十条第一項に規定する補助金等をいう。))の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項及び第二十六条において同じ。)に関する事項(当該補助金等交付財産の活用をする者を含む。)を記載することができる。

- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る重点研究開発計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該認定をするものとする。
 - 一 当該重点研究開発計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該重点研究開発計画に係る重点産業技術に関する研究及び開発が円滑かつ確実に実施され、一定の有用な成果が得られると見込まれるものであること。
- 5 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、当該認定の申請に係る事業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る重点研究開発計画に第三項に規定する事項が記載されている場合において、当該認定をするときは、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
- 7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る重点研究開発計画の概要を公表するものとする。

(重点研究開発計画の変更等)

- 第二十三条 前条第一項の認定を受けた事業者又は研究開発機関(以下「認定事業者等」という。)は、当該認定に係る重点研究開発計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(新設)

2| 主務大臣は、前条第一項の認定に係る重点研究開発計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定重点研究開発計画」という。）に従つて重点産業技術に関する研究及び開発が行われていないと認めるとき、又は認定事業者等が第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該認定を取り消すことができる。

3| 主務大臣は、認定重点研究開発計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業者等に対して、当該認定重点研究開発計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4| 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5| 前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第二十四条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定事業者等の依頼に応じて、認定重点研究開発計画に従つて行われる研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。

（国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供）

第二十五条 国立研究開発法人科学技術振興機構は、認定事業者等の依頼に応じて、認定重点研究開発計画に従つて行われる研

（新設）

（新設）

究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第二十六条 事業者又は研究開発機関が、第二十二条第三項に規定する事項が記載されている重点研究開発計画について、同条第一項の認定又は第二十三条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、当該認定又は当該変更の認定の日において、当該重点研究開発計画に記載された補助金等交付財産の活用をする者に対する補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。

(課税の特例)

第二十七条 第二十二條第一項の認定を受けた事業者が認定重点研究開発計画に従つて実施した研究及び開発（その成果について特に早期の企業化が期待されるものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたものに限る。）に係る試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 | 主務大臣は、前項の基準を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

(新技術等実証に係る意見聴取)

第二十八条 第二十二條第一項の認定を受けた事業者が、その認定重点研究開発計画に係る重点産業技術について産業競争力強

(新設)

(新設)

(新設)

化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三項第一号に規定する新技術等としてその実用化に関する同項に規定する新技術等実証を実施する場合であつて、当該認定をした主務大臣が同法第六条第四項、第八条の二第四項又は第八条の四第三項に規定する主務大臣でないときにおけるこれらの規定の適用については、同法第六条第四項中「の意見」とあるのは「及び当該求めに係る新技術等である重点産業技術（産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二十条の規定による指定を受けた産業技術をいう。第八条の二第四項及び第八条の四第三項において同じ。）について同法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」と、同法第八条の二第四項中「の意見」とあるのは「及び当該申請に係る新技術等である重点産業技術について産業技術力強化法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」と、同法第八条の四第三項中「の意見」とあるのは「及び当該認定新技術等実証計画に係る新技術等である重点産業技術について産業技術力強化法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」とする。

（重点産業技術共同研究開発機関の認定）

第二十九条 研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者）は、申請により、研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための人材、設備その他の体制を確保していることの主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、主務大臣に提出

（新設）

- しななければならない。
- 一 認定を受けようとする研究開発機関の名称及び所在地（大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者の名称及び主たる事務所の所在地を含む。）
 - 二 その申請に係る重点産業技術
 - 三 事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制に関する次に掲げる事項
 - イ 当該研究及び開発に従事する研究者及び技術者、当該研究及び開発に関して知り得た情報の管理責任者その他の当該研究及び開発を行うために必要な人材に関する事項
 - ロ 当該研究及び開発を行うための設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）に関する事項
 - ハ その他主務省令で定める事項
 - 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うため指針に照らし適切な体制を確保していると認めるときは、当該認定をするものとする。
 - 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた研究開発機関（以下「重点産業技術共同研究開発機関」という。）の名称その他主務省令で定める事項を公表しななければならない。
 - 5 重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者）は、第一項の認定に係る事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための人

材、設備その他の体制に関する基本的な情報として主務省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6 主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関について、事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制が適切に確保されていないと認めるとき、又は重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者）が第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第一項の認定を取り消すことができる。

7 第四項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第三十条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者）の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の前条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。

（国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供）

第三十一条 国立研究開発法人科学技術振興機構は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあつては、

（新設）

（新設）

これらの設置者)の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

(国が委託した研究及び開発の成果に係る特許権等の取扱いの特例)

第三十二条 国が委託した重点産業技術に関する研究及び開発の成果についての第十九条の規定の適用については、同条第一項第三号(同条第二項において準用する場合を含む。)中「当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして」とあるのは、「当該特許権等が重点産業技術に関するものであることからその活用を促進するために特に必要がある旨を示して」とする。

第三章 雑則

(報告の徴収)

第三十三条 主務大臣は、認定事業者等に対し、認定重点研究開発計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者)に対し、その認定に係る人材、設備その他の体制について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(主務大臣等)

第三十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 指針(第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分を除く。)、重点研究開発計画並びに第二十七条第一項の基準及び確認に関する事項 経済産業大臣

二 指針(産業技術研究法人に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)及び重点産業技術共同研究開発機関(産業技術研究法人であるものに限る。)に関する事項 経済産業大臣及び当該産業技術研究法人に係る政令で定める大臣

三 指針(大学又は大学共同利用機関に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)及び重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関であるものに限る。)に関する事項 経済産業大臣及び文部科学大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第三十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

第一条 (略)

(新設)

(新設)

附則

第一条 (略)

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第二条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七十七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条第三項において準用する場合を含む。)又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人(国立大学法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(国立大学法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第三号において同じ。)、又は独立行政法人国立高等専門学校機構(以下この項において「国立大学法人等」という。)は、国とみなす。

2
一〇四 (略)

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第二条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七十七条第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条第三項において準用する場合を含む。)又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人(国立大学法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(国立大学法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第三号において同じ。)、又は独立行政法人国立高等専門学校機構(以下この項において「国立大学法人等」という。)は、国とみなす。

2
一〇四 (略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 う。 一〇七 （略） 八 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言並びに同法第二十四条及び第三十条の規定による助言を行うこと。 八の二〇十五 （略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 う。 一〇七 （略） 八 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。 八の二〇十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）</p> <p>第二十二条 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）</p> <p>第二十二条 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。</p> <p>一～三 （略）</p>